心身に障害のある方、難病の方へ
各種手当・助成のご案内

問障害福祉課業務係・内線1511

市や都、国は、心身に障害のある方、難病の方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成（**左表**）を行っています（所得制限があります）。これらの手当・助成を受けるには申請が必要です。

該当する方で申請したことがない方や、以前は非該当で新たに基準に該当するようになった方は、障害福祉課業務係（市役所1階1番窓口）でお早めに手続きをしてください。現在、支給や助成を受けている方は手続きの必要はありません。

なお、これらの手当を受けている方で、施設に入所した方や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。

心身障害者（児）手当など一覧　令和2年7月現在

		手当などの種類		対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額	支給月
手当	市の制度	心身障害者手当	この3種のうち1種のみ受給可	▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新たに左記に該当した方 ⑤児童育成（障害）手当受給者	6,000円	4月 8月 12月
				▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方		4,500円	
		難病手当		国・都の指定する特殊疾病に罹病し、特定医療費（指定難病）受給者証または㊟医療券をお持ちの方	▷心身障害者手当受給者 ▷上記②③⑤該当者 ▷65歳以上で新たに左記の特殊疾病の認定を受けた方	6,000円	
	都の制度	心身障害者福祉手当		20歳以上で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	▷心身障害者手当受給者 ▷上記①③④該当者	15,500円	4月 8月 12月
		重度心身障害者手当		▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方	▷施設入所者 ▷病院などに3か月を超えて入院している方 ▷65歳以上で新たに左記に該当した方	60,000円	毎月
	国の制度	特別障害者手当		重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院している方	27,350円	5月 8月 11月 2月
		障害児福祉手当		重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▷施設入所者 ▷当該障害を支給理由とする年金の受給者	14,880円	
その他	都の制度	心身障害者医療費助成制度		▶身体障害者手帳1級・2級（内部3級）、愛の手帳1度・2度の方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級の方	▷生活保護受給者 ▷65歳以上で新たに左記に該当した方	保険診療の自己負担分医療費の一部を助成	

●65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます（一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください）。
●表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホームは含みません。

障受給者証が替わります

心身障害者医療費受給者証（障受給者証）は8月31日（月）で有効期限が切れ、9月1日（火）から新しい受給者証（黄色）に替わります。現在障受給者証をお持ちの方で、引き続き対象となる方には新しい受給者証を8月21日（金）に発送します。届かない場合はお問い合わせください。また、古い受給者証は障害福祉課（市役所1階1番窓口）か窓口サービスセンター、各連絡所のいずれかに返却してください。

特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者手当・難病手当を振り込みます

令和2年度の第2回支給分を8月14日（金）までに指定口座へ振り込みます。

70歳以上の単身世帯を訪問します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのマスクの着用等により、例年より熱中症のリスクが高まっています。市は8月3日以降、70歳以上の単身世帯を対象に、熱中症予防の喚起のため、地域の民生委員や地域包括支援センターの職員がご自宅を個別に訪問します。心配事や困り事など、お気軽にご相談ください。

問福祉総務課・内線1492、高齢福祉課・内線1474

びん・缶・ペットボトルなどの出し方

●**びん・缶**　かごやバケツなどの容器（段ボール等の紙製以外）に入れて、びんの日、缶の日に出してください。袋で出されると、選別作業に手間取ったり、機械にからまったりしてしまうので、袋で出されたものは回収しません。集合住宅は所有者等が容器の用意をお願いします。

●**ペットボトル**　①キャップとラベルは外して②中をすすいで③横につぶし④45リットルまでの透明か半透明の袋に入れて出してください⑤キャップとラベルは容器包装プラスチックの日に出してください。

●**スプレー缶**　必ず中身を使いきり、穴を開けずに45リットルまでの透明か半透明の袋に入れ、他の有害ごみと袋を分けて出してください。

問ごみ対策課・内線6751

公開する会議日程

いずれも直接会場へ（先着順）。

●**介護保険運営協議会（計画策定等調査検討会）**　時8月4日（火）午後3時から場市役所2階208・209会議室定5人問介護保険課介護給付係・内線1457

●**教育委員会定例会**　時▽8月6日（木）午後1時30分から▽8月27日（木）午後1時30分から場市役所1階101会議室定各20人問教育総務課庶務係・内線2465

●**障害者施策推進委員会**　時8月21日（金）午前10時から場市役所2階210会議室定3人問障害福祉課・内線1520Fax（529）8676 e shougaifukushi@city.tachikawa.lg.jp

●**会場変更のお知らせ**　7月30日（木）午後7時から開催の行財政問題審議会の会場が市役所2階210会議室に変更となりました問行政経営課・内線2703

《お詫びと訂正》

6月25日号4面の「個人情報保護制度」の記事中、「表2」の市長と教育委員会の数字に誤りがありました。正しくは左表のとおりです。お詫びして訂正します。

表2　平成31年度実施機関別個人情報開示等請求および決定状況（表3の数字を除く）

実施機関	請求		決定					存否応答拒否	審査請求
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等			
						非開示	不存在		
市長	32	0	35	9	15	0	11	0	0
教育委員会	20	0	20	1	18	0	1	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	52	0	55	10	33	0	12	0	0

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください Fax（521）2653

今月の納期　7月31日㊎

▷**固定資産税・都市計画税第2期分**▷**国民健康保険料第1期分**▷**後期高齢者医療保険料第1期分**▷**介護保険料第1期分**

納付書裏面等に記載の場所で納付してください問**市税**＝収納課管理係・内線1240、**国民健康保険料**＝保険年金課賦課係・内線1416、**後期高齢者医療保険料**＝保険年金課賦課係・内線1406、**介護保険料**＝介護保険課介護保険料係・内線1446

立川市役所（〒190-8666）立川市泉町1156-9 ☎(523)2111(代表) Fax(521)2653